

# お知らせ なんたん



第6号(2の2)平成18年4月14日発行

## 児童手当が小学校修了まで拡大されます

平成18年4月1日から、児童手当制度が拡充されました。  
支給対象年齢が、小学校第3学年修了から小学校修了までに拡大され、所得制限  
限度額が引き上げられます。手当の支給額は以前と変わりません。

新たに児童手当を受けられる児童の保護者の方は、9月30日までに各支所健康  
福祉課まで申請をしてください。申請が遅れますと、4月分までしかのぼって支給  
できませんのでご注意ください。(公務員の方は勤務先で申請してください。)

### ●小学校4年生の児童の保護者

(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ)

3月分まで児童手当を受給されていた方は、申請の手続きは必要ありません。  
引き続き支給されます。受給されていない方は、認定請求の手続きが必要と  
なります。

### ●小学校5・6年生の児童の保護者

(平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ)

現在、児童手当を受給されていない方は認定請求を、受給されている方は額  
改定認定請求の手続きが必要となります。

### ●所得オーバーで却下になった方

所得制限限度額が引き上げられましたので、新たに認定される可能性がある  
場合は、認定請求の手続きが必要となります。

### ●申請に必要なもの

- ・健康保険被保険者証等の写し(申請者が厚生年金等加入者の場合)
- ・印鑑
- ・預金通帳(申請者名義で郵便局以外の普通口座)
- ・児童手当用所得証明書(平成17年1月1日以降に南丹市の区域に転入さ  
れた方)

### ◇申請・問合せ先 各支所 健康福祉課

TEL) 園部 68-0011 八木 68-0022  
日吉 68-0032 美山 68-0041  
福祉事務所 TEL) 68-0007

## 予防接種の公費負担のお知らせ

麻しん風しん単独ワクチンの予防接種については、以前からお知らせしていたと  
おり、4月以降は任意接種(法律で定められていない予防接種)となりました。

しかし、このたび、厚生労働省から改めてこの2つの予防接種を定期予防接種に  
戻すという方針が出されました。

定期予防接種に戻る時期については、現在未定の状況ですが、市の方針として、  
保護者の方の混乱を防ぐため、4月以降も任意予防接種ではありますが、公費負担  
をしていくことに決定しましたので、お知らせします。

ただし、公費負担を受けるためには、予防接種を受ける前に、今回の予防接種が  
任意接種であることを承知する旨の同意書に署名していただく必要があります。

詳細は、下記までお気軽にお問い合わせください。

### ◇問合せ先 健康課 TEL) 68-0006

各支所 健康福祉課

TEL) 園部 68-0011 八木 68-0022  
日吉 68-0032 美山 68-0041

## 身体障害者巡回更生相談の実施について

京都府身体障害者更生相談所では、相談所に来所が困難な身体障害者等の利便を  
図るため、府内を巡回し、補装具、施設利用その他の相談に応じます。下記の日程  
で巡回相談を実施しますので、お知らせします。

●日 時 4月21日(金) 午後2時～3時30分

●場 所 南丹市園部公民館

●相談内容 整形外科・耳鼻咽喉科

※相談を希望される方は、4月18日(火)までに、福祉事務所支援係へ電話  
等でお申し込みください。

◇問合せ先 福祉事務所 TEL) 68-0007 FAX) 63-0653

## 入学祝金の申請について

南丹市の区域に引き続き3年以上居住(住民登録等)されている方で、小学校お  
よび中学校に入学された児童を養育されている場合に、入学祝金が支給されます。  
6月30日までに各支所健康福祉課まで申請してください。申請が遅れますと支給  
されませんのでご注意ください。

- 支給額 小学校入学 50,000円  
中学校入学 50,000円

●基準日 4月1日

●申請に必要なもの 印鑑、預金通帳(申請者名義で郵便局以外の普通口座)

※南丹市立以外の小・中学校入学の場合は、在学証明書または学生証のコピー  
が必要です。

### ◇申請・問合せ先 各支所 健康福祉課

TEL) 園部 68-0011 八木 68-0022  
日吉 68-0032 美山 68-0041  
福祉事務所 TEL) 68-0007

## 母子家庭奨学金等支給申請書のご案内について

京都府には、母子家庭の福祉を推進し、経済的かつ精神的な面を援助するため、  
教育または養育に要する経費に対し奨学金等および高等学校入学支度金を支給する  
母子家庭奨学金支給制度が設けられています。

該当される方は、各支所健康福祉課で、平成18年度の申請を行ってください。  
なお、申請には、母子推進委員または民生委員の証明が必要となります。

### ●申請に必要なもの

- ・印鑑
- ・預金通帳(申請者名義で郵便局以外の普通口座)
- ・母子推進委員または民生委員の証明
- ・高校生は在学証明が必要

※申請が平成18年5月31日(水)受付分までは4月分から支給されますが  
6月以降に提出された場合は受け付けた翌月からの支給となります。

### ◇申請・問合せ先 各支所 健康福祉課

TEL) 園部 68-0011 八木 68-0022  
日吉 68-0032 美山 68-0041  
福祉事務所 TEL) 68-0007

## 南丹市臨時職員を募集します

### ●職種および募集人員 保育士 若干名

※短期大学卒業以上の学歴で保育士の資格を有しているおおむね45歳まで  
の人で、南丹市在住の人

●賃 金 京都府最低賃金に基づく、南丹市臨時職員の任用等に関する要綱に  
よる

●勤務場所 城南保育所および園部保育所

●勤務時間 毎週月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
(ただし、勤務の事情により多少の変更があります)

●受付期間 平成18年4月17日から4月24日までの間で午前8時30分か  
ら午後5時15分まで(ただし、土・日・祝日は除く)

●提出書類 ①履歴書(市販、横書きのもの)  
②保育士の資格を証明する書類(写し)

●そ の 他 応募者は、臨時職員雇用予定者名簿に登録をし、平成18年5月か  
ら臨時的雇用を行う。

◇問合せ先 福祉事務所 TEL) 68-0007 FAX) 63-0653

## 《八木支所各課・係への問合せ先について》

八木支所各問合せ先については、各課・係へ直接つながる直通番号を案内してお  
り、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、お  
かけください。なお、八木町内から八木支所「42-2300」に電話をしていた  
だければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問  
い合わせいただくことができます。